

厚生進路委員会規程

(制定 平成 15 年 11 月 26 日)

改正 平成 26 年 3 月 31 日 令和 4 年 2 月 24 日 令和 4 年 12 月 27 日

令和 5 年 2 月 22 日 令和 7 年 2 月 26 日 令和 7 年 3 月 26 日

令和 7 年 11 月 26 日

(趣旨)

第1条 この規程は、厚生及び学生の進路に関する事項を審議し、必要な業務を行うため、教授会規程第8条の規定に基づき、教授会に厚生委員会(以下「委員会」という。)を置き、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会には、委員長を置き、原則として教授職の者から学長が指名する。

2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 委員長
 - (2) 各学科から選出された教員各1名
 - (3) その他、学長が必要と認める者
- 3 委員会には、委員長が指名する副委員長を置くことができる。
- 4 委員長は、委員会を総理する。
- 5 委員長に事故があるときは、副委員長若しくは副委員長が指名されていない場合は、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠員となったときには、補欠委員を選出する。

その任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長が必要と認めたときは、本学教職員の出席を求め、議事事項について説明又は意見を聞くことができる。

(所掌事項)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 学生自治会及びその他の学生集会、団体等の課外活動の指導に関すること。
- (2) 学生の生活補導及び安全対策など、学生の生活全般の指導に関すること。
- (3) 全学共通の開催行事の立案並びに挙行運営に関すること。
- (4) 労働安全衛生法及び岐阜市職員安全衛生管理規程に定める衛生委員会並びに学校保健法に定める学校保健に関する事項につき、審議立案すること。
- (5) 学生及び教職員に対する衛生保健思想の啓発及び指導に関すること。
- (6) 学生の進路支援に関すること
- (7) その他厚生及び学生の進路支援に関し委員会が必要と認める事項。

(付属委員会)

第6条 付属委員会として衛生保健委員会を置く。構成員は、厚生委員のほかに衛生管理者（常任）と、幹事として保健担当職員及び顧問に学校医と健康相談医をあてる。

(審議結果の報告)

第7条 委員会は、審議結果について、速やかに教授会へ報告する。

- 2 委員は、審議結果について、常に所属長と協議し、審議結果を、遅滞なく所属する学科会議に報告する。

(事務処理)

第8条 委員会の庶務は、事務局が行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(規程の廃止)

- 2 この規程の施行と同時に教務厚生委員会及び衛生保健委員会規程は、廃止する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年12月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(規程の廃止)

- 2 この規程の施行と同時に進路支援委員会規程は、廃止する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 11 月 26 日から施行する